



日本共産党 昭和三和区

# 柴田たみおニュース

たみお ニュース 発行 日本共産党昭和三和区委員会

〒466-0849 名古屋市昭和三和区南分町 3-3 柴田民雄事務所

Tel052-858-3255 Fax 052-858-3256

www.tamio.jcpweb.net / shibata@tamio.jcpweb.net / @shibata\_pin / www.facebook.com/tamio.shibata

メールマガジンに登録を右のQRコードで表示される mtouroku@tamio.jcpweb.net に空メールを送信するだけ!



いつでもご相談を



柴田民雄事務所〒466-0849 昭和三和区南分町 3-3  
御器所駅・川名駅から徒歩 11 分(事務所の駐車場はありませんが東隣に名鉄協商コインパーキングがあります)

## 無料法律相談のご案内

協力弁護士と初回無料で法律相談ができます【予約制・30分】

- 第2金曜日：午後2時～4時
- 緊急の場合などご相談下さい

9月13日(金)午後2時～4時  
10月11日(金)午後2時～4時

予約TEL:

052-858-3255

## 河村市長がトリエンナーレ抗議申し入れの経緯説明の文書を発表 表現の自由 干渉の自覚無し

日本国憲法 第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。  
○2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

前号・前々号と連続でお知らせしています、あいちトリエンナーレ「表現の不自由展・その後」企画展の展示中止問題の契機となった、河村市長による干渉問題についての続報です。

河村市長は、「あいちトリエンナーレ 2019「表現の不自由展・その後」について」と題する説明文書を、名古屋市のウェブサイトに掲載しています。(右図)

この文書には、河村市長が、トリエンナーレ実行委員会会長の

大村愛知 県知事に対して、展示物の撤去を求めた経緯が説明されています。

ここで河村市長は、芸術作品の表現を問題だと言って撤去を求めるといふ、とんでもない強権的な行為を行ったこ

名古屋市民の皆様へ

### あいちトリエンナーレ 2019「表現の不自由展・その後」について

あいちトリエンナーレ 2019「表現の不自由展・その後」(以下「本件事業」と申します。)について、実行委員会会長代行として、あいちトリエンナーレ実行委員会会長に対し抗議の申し入れを行った経緯等につき、以下のとおりご説明します。

1 対象事業  
あいちトリエンナーレ 2019「表現の不自由展・その後」  
主催：あいちトリエンナーレ実行委員会(会長：愛知県知事大村秀章)  
構成：愛知県、名古屋市、名古屋商工会議所、一般社団法人中部経済連合会、中日新聞社、日本放送協会名古屋放送局、独立行政法人国際交流基金、愛知県立芸術大学、愛知芸術文化センター、公益財団法人愛知県文化振興事業団、公益財団法人名古屋市文化振興事業団 等

2 憲法 21 条が保障する「表現の自由」に関する見解  
憲法 21 条が保障する「表現の自由」が問題となる典型的な場面は、公権力(本件事業の場合、愛知県・名古屋市等)が、私人の「表現」を「規制」(＝侵害)する場面です。これに対し、本件事業で問題となった「表現」と公権力(特に愛知県)との関わりは、企画者・作者(表現主体)に「表現」の場として「公共施設」(愛知県立芸術文化センター)を提供し、かつ、「表現」のために必要となる経費を「公金から支出」といった形での「便益供与」です。

したがって、私からあいちトリエンナーレ実行委員会会長である大村知事に対して抗議を申入れた趣旨は、「表現の自由」の「規制」そのものを目的としたものではなく、「公共施設」の管理・利用方法(「便益供与」の対象基準)が不適切である旨を指摘するものです。

なお、特定の作品を後述のような理由から「本件事業」の対象から外したとしても(「便益供与」を撤回しても)、その作者は、自費で、個別に私営の個人ギャラリー等で作品を公表(「表現」)することは自由であり可能ですから、地方公共団体(大村知事)が、公共事業として相応しくない作品への「便益供与」を中止することは、憲法が禁止する「検閲」とは全く関係ございません。

3 問題と思われた主たる展示物  
愛知芸術文化センターで、私、名古屋市長河村たかしが、直接、目視・確認した、展示物のうち、特に問題があると判断した展示物は、次のとおりです。

(1)「平和の少女像」  
この作品は、韓国民の政治的主張を目的として、世界各地に置かれている「従軍慰安婦像」と全く同じポーズ・衣装を纏った人形です。「従軍慰安婦」の問題自体が、その存否・評価を含め、高度にセンシティブな政治的な問題を含むと同時に、このような作品自体が、先鋭な対立関係を背景とした政治的主張を伴い、そ

の対立関係をより先鋭化させる契機となる可能性を否定できず、現実には、多くの日本国民の国民感情を甚だ害するおそれが強くあり、この意味で「公衆に陰悪の情を催させる」ものとして、公共の場所に相応しくない作品であると思われました。したがって、愛知県が主宰者として、愛知芸術文化センターという公共の場所を提供し、かつ、公衆の嫌悪感を覚えさせる作品の展示に住民の税金を拠出するといった、「便益供与」を行うことは、行政(愛知県・名古屋市)に求められる政治的中立性と、それに対する社会の信頼を著しく損なうものと考えられます。

(2)「焼かれるべき絵」および「遠近を抱えて」  
昭和天皇と推察される写真の顔の部分部分が切り取られ一部が焼かれているように見える作品(「焼かれるべき絵」と、昭和天皇の写真が炎に包まれているような場面を含む映像作品(「遠近を抱えて」)が、鑑賞者の前後に連続的に配置されていました。もとより、天皇は、「日本国の象徴」であり、かつ、「日本国民統合の象徴」(憲法 1 条)でありまして、戦後の復興に果たした昭和天皇の偉業に対して畏敬の念を抱く日本国民も少なくないものと思われます。

このような「象徴」的存在である昭和天皇の「肖像写真」が意図的に燃やされているように見える状況を描いた作品は、その主題自体が甚だ礼を失する遺憾なものであり、日本国民・社会公衆の多くに著しい侮辱感・嫌悪感を与えるものだと思います。そして、このような国家の象徴的存在の形見を燃やすことは、国家の統合の象徴である「国旗」を燃やす所業に類するものとしてパラレルに考えられますので、例えば、刑法上も外国国章損壊罪(刑法 92 条)等で処罰対象としていることに示されるとおり、健全な社会通念に照らし、許容限度を完全に逸脱しているものと理解されます。

もっとも、このような作品であっても、「表現」としては、もちろん十分に尊重すべきものであるという理解もありえますが私としては、地方公共団体が「便益供与」の対象とするに相応しい「芸術作品」であるとは到底思えません。

4 結論  
本件事業の対象作品の中には、上記のごとき重大な問題を含むものが散見されていたにも関わらず、本件事業の会長である大村知事が、その一存で、本件事業に係る企画を主宰・独断専行・推進したことに対して、私、名古屋市長河村たかしは、「会長代行」として、遺憾の意を表すとともに、大村知事に対しては、速やかに、本件事業の実行委員会会長としての責任において、運営会議を開催して、本件事業を開催するに至った経緯と、大村知事の一存で撤回した経緯・理由について明らかにするよう強く求めます(もとより、私は、暴力・脅迫によって言論・表現を抑圧する一切の行動に対しては、行政として、断固たる対応・態度をとるべきものと考えております。)

令和元年 8 月 8 日  
名古屋市長・あいちトリエンナーレ実行委員会会長代行

8/20 付 観光文化交流局歴史まちづくり部文化振興室の経緯説明 (別紙)  
あいちトリエンナーレ 2019 の経緯

日程	項目	内容
平成 29 年度	5月11日	実行委員会より運営会議書面表決依頼 ・芸術監督の選考条件について
	7月18日	実行委員会運営会議 ・平成 28 年度事業報告及び収支決算について ・芸術監督の選任について ＜芸術監督に津田大介氏を選任＞
	10月20日	実行委員会運営会議 ・テーマ、コンセプト ＜テーマとして「情の時代 Taming Y/Our Passion」を議決＞
	3月22日	実行委員会運営会議 ・開催概要について ・平成 30 年度事業計画及び収支予算について ・実行委員会規約の一部改正について
平成 30 年度	7月11日	実行委員会より運営会議書面表決依頼 ・平成 29 年度事業報告について ・平成 29 年度収支決算について ・実行委員会規約の一部改正について
	3月27日	実行委員会運営会議 ・平成 31 年度事業計画及び収支予算について ・実行委員会規約の一部改正について ＜参加アーティストの紹介を含むプレスリリースを配付＞
令和 元年度	7月8日	実行委員会より運営会議書面表決依頼 ・2018 年度事業報告について ・2018 年度収支決算について
	7月22日	実行委員会事務局から本市へ情報提供 ・「表現の不自由展・その後」の展示予定作品の概要について
	8月2日	市長視察 ・「表現の不自由展・その後」の展示作品を展示会場で確認
		実行委員会会長宛て文書提出 ・「表現の不自由展・その後」について抗議の申し入れ
8月8日	市民の皆様への説明文書配布 ・「表現の自由」に関する見解と、問題と思われた主たる展示物について説明	

とについて、「“便益供与”を中止することは、憲法が禁止する“検閲”とは全く関係ございません」と強弁しています。また「自費で、個別に私営の個人ギャラリー等で作品を公表（「表現」）することは自由であり可能です」というのは、そもそも

美術館や芸術祭を、公設で税金を使って作る、公営で実施するというこの意味を、まるで理解していない態度と言わざるを得ません。これは、「表現の自由」は自前で発表の場を用意できるお金持ちにだけ保証されれば良いという、とんでもない差別主義につながる考えです。

河村市長には、自らの発言を撤回し、展示再開のために全力を尽くすことを求めます。

なお河村市長には、「南京大虐殺はなかった」などと発言した歴史修正主義者としての問題もあります。さらにカジノ誘致を主張するなど、市長としての資質に難ありです。

### 映画「主戦場」再アンコール上映中



アメリカでの慰安婦像論争への疑問を端緒に、日系アメリカ人 YouTuber のミキ・デザキが従軍慰安婦問題に正面から切り込むドキュメンタリー。122 分。8/24～9/13 再アンコール上映中です。

河村市長の言動の異常さがよくわかる、今こそ見るべき映画です。

名古屋シネマテーク(千種区今池1-6-13 今池スタービル2F(052-733-3959) 8/31～9/13 10:00～ 詳細は劇場へ。

## 第13回昭和三区平和のつどい

戦争のない平和な社会に生きるために「憲法9条を生かそう！」と13年継続している昭和三区平和のつどいが9/22(日) 11:30～昭和文化小劇場で行われます。メイン講師はママの会発起人の西郷南海子さん。

ISに破壊されたシリア北部の街コバニで、復興のために手作りでラジオ局を立ち上げた大学生を追ったドキュメンタリー映画「ラジオ・コバニ」(69分)の上映もあります。

平和を考え文化と交わる1日に、ぜひお誘い合わせてご参加ください。

**第13回 昭和三区平和のつどい**

テーマ **戦争のない平和な社会に生きるために「憲法9条を生かそう！」**  
「文化は平和のチカラ つどい まなび つたえ ひろげよう！」

日時 **9月22日(日)**  
11:30～16:00(開場 11:00 昼食休憩 12:40～)

会場 **昭和文化小劇場**  
地下鉄川名駅2番出口北へ150m

第1部 映画鑑賞「ラジオ・コバニ」11:30～  
(ISとの経緯で互換化したシリア北部で手作りのラジオ局を始める大学生)  
～昼食～

第2部 文化交流 13:30～  
桜花学園高校インターアクトクラブ  
中京大学アカベラサークル「楽」演奏  
ピースアンサンブル演奏、合唱

記念講演  
講師 **西郷南海子さん**  
「安保関連法に反対するママの会」発起人 反緊縮の経済政策を掲げる「庶民マークキャンペーン」の事務局長

演題 **「だれの子どものころさせない 今からここからできること(仮題)」**

参加費 500円(障がい者、大学生以下は無料)  
出店コーナー 書籍などの販売もあります。

主催 **昭和三区平和のつどい実行委員会**  
AJL自らの会、池内わらべ保育園九条の会、いりなか保育園九条の会、恵方町教会ピースサイン昭和三区九条の会、昭和三区白環地産民主商工会、新日本婦人の会昭和三区支部、中京大学九条の会、鶴岡総合法律事務所、日本聖公会中部教区、名古屋学生青年センター、日本聖公会中部教区、憲法プロジェクト、日本年金者組合昭和三区支部、ひまわり保育園九条の会  
(連絡先 昭和三区九条の会 052-731-6417 古田)